

日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成18年度橋本市一般会計補正予算（第6号））から、日程第13 選第1号 橋本市監査委員の選任についてまでの6件

○議長（中上良隆君）日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成18年度橋本市一般会計補正予算（第6号））から、日程第13 選第1号 橋本市監査委員の選任についてまでの6件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、5月市議会臨時会に上程しております各議案についてご説明を申し上げます。

本議会には3月30日に市長専決を行った平成18年度橋本市一般会計補正予算（第6号）など予算の承認案件2件と、橋本市税条例の一部改正など条例の承認案件3件及び選1件を議案として上程をさせていただきました。

まず、承認第1号は、平成18年度橋本市一般会計補正予算（第6号）であります。本補正予算は、歳入では3月定例市議会以降に増額が確定した市税・地方譲与税をはじめ、利子割交付金などの各交付金・交付税・市債等で増減額が生じたため補正をするほか、歳出の主なものとしていたしましては、開発協力金の確定による地域開発整備基金積立金などを増額補正するとともに、繰越明許費及び地方債の追加・変更をあわせて補正したものであります。

次に、承認第2号は、平成18年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。本補正予算は既に平成18年度中に予算化

されている地域介護・福祉空間整備等補助金において、翌年度へ繰り越す必要が生じたため繰越明許費を追加するものであります。

いずれの補正予算も急施を要したため、地方自治法179条第1項の規定に基づき、3月30日に市長において専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

承認第3号の橋本市税条例の一部を改正する条例、承認第4号の橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例及び承認第5号の橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、いずれも急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に市長において専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

選第1号につきましては、橋本市監査委員として中谷晋氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、承認5件及び選1件についてご説明を申し上げます。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）大変恐れ入ります。一部議案書の中に誤りがございますので、訂正をお願いするとともにお詫びを申し上げます。正誤表をお配りさせていただいておりますが、議案書10ページのところでございまして、地方債補正の変更として、合併特例事業の限度額の補正後の数値を16

億7,410万円と定めておりますが、正しくは16億7,480万円でございます。訂正のほどよろしくお願ひします。

失礼をいたしました。

○議長(中上良隆君) ご了承願ひます。

説明が終わりました。

これより、承認第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、承認第1号 専決処分事項の承認について(平成18年度橋本市一般会計補正予算(第6号)) を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(中上良隆君) 次に、承認第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、承認第2号 専決処分事項の承認について(平成18年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第4号)) を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(中上良隆君) 次に、承認第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番(阪本久代君) 市税条例の一部を改正することによって、この市税の収入がどのように変わるのか。どの部分で増えてどの部分で減ることがあるのか、ちょっとよくわからないんですが、どういう人に負担がかかるのか、また負担が下がることもあるのかどうかということについての説明をお願いいたします。

○議長(中上良隆君) 総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今回の条例改正につきましては、地方税法の一部改正に伴います市条例の改正になってございまして、今回の条例改正につきましては、直接的には市民の方々に税の増減というのは原則生じない内容となつてございまして、市民税の納税義務者等第23条の部分で一例を挙げますと、法人課税信託に引き受けを行う個人は会社としてみなすため法人税割の納税義務者に追加するための条文の追加をする内容にはなつてございまして、たばこ税の税率につきましても、特定税率を廃止して本則に規定する条文の整備でございまして、要は附則に書いていたものを本則に書くということで、税率の変更はなしというふうなことになってきております。

以上です。
○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。
よつて、委員会の付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中上良隆君）討論がないようつので、討論を終結いたします。

これより、承認第3号 専決処分事項の承認について（橋本市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。
よつて、本件は承認することに決しました。

○議長（中上良隆君）次に、承認第4号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中上良隆君）質疑がないようつので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第4号については委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。
よつて、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中上良隆君）討論がないようつので、討論を終結いたします。

これより、承認第4号 専決処分事項の承認について（橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よつて、本件は承認することに決しました。

○議長（中上良隆君）次に、承認第5号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

2番 阪本君。
○2番（阪本久代君）基礎課税額を53万円から56万円に上げるということなんですけれど

も、対象になるのが何世帯で、このことによって国民健康保険税の増収がどのぐらいになると見込まれているのかお尋ねします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）今回の改正ですけれども、国民健康保険の課税は基礎部分、医療に係る課税と介護納付金に係る課税分がありますが、今回はその基礎部分、医療に係る課税限度額を3万円引き上げて56万円とするものでございます。この改正案で試算しますと、賦課限度額の56万円となる世帯数は約260世帯と見込んでおります。国民健康保険世帯の約1.97%の見込みであります。税額として約740万円程度増加する見込みであります。

以上です。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）まず1点、お尋ねしたいのは、国の改正があったから、本市としても最高限度額を53万円から56万円に引き上げるということでありまして、これはどうしてもやらなければならないのでしょうか。私の記憶では、今までに国が示す限度額を下回る最高限度額ということで、本市の国民健康保険が運営されてきたというふうに、そういう認識を持つのですが、今回はどうしても国の改正、即、本市も最高限度額を引き上げると、この点について説明を求めます。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）今回の改正ですけれども、国が定める基準の基礎税額、医療の分賦、課税限度額は平成9年度から53万円で推移しております。今回、10年ぶりの引き上げとなります。本市におきましては、平成12年度から7年ぶりの引き上げになります。今回、地方税法の改正に伴い、すぐ引き上げなければならないかという趣旨のご質問なんですけれども、国民健康保険会計自身、非常

に全国的にもそうなんですけれども、本市の場合につきましても厳しい運営状況が続けております。それと、平成20年から、医療制度改革が大幅に変わりました、後期高齢者医療制度も新たに導入されることとなります。これらにつきましても、新たな75歳以上の方の負担が必要になるわけですけれども、これは本人からの保険料に加えて、国民健康保険会計からの負担金も発生する見込みであります。詳しい内容については、まだ、現在、後期高齢者医療の協議会で検討されておりますけれども、これらを勘案しましたら平成20年度にも改正が必要とするならば、いつときになる可能性も否定できないと考えております。非常に急激な保険料増負担が発生する可能性もあります。ですから、国の制度改正に合わせて、国から限度額は示されていたわけですけれども、その都度その都度やっばり対応すべきものは対応していくほうが、国民健康保険財政の運営上非常に最良の道かなと思っております。負担が増えることにつきましては、最良ではなく、どうしても負担が多くなるということで、ご迷惑をかけると思うんですけれども、財政運営を考えた場合やむを得ない選択肢だと思っております。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私はこの国民健康保険事業で、一番問題意識を持っておるのは資格証明書の発行の件であります。これは全国的にも、国の強い指導の中で国民健康保険税を3カ月から6カ月滞納した場合に短期被保険者証の発行と、1年以上の滞納の場合に資格証明書を発行していくと。とりわけ、資格証明書の発行によって、これは病院に行くことを、行くことというのか、行けない状況も出てきます。それは100%いったん医療費を負担をしなければならない。こういうことから、いろんなマスコミの報道等でも、資格証明書

の発行されている方が、病院に行けずに死に至らしめる、命が奪われる、こういった報道も目にするわけであります。

そこで、申し上げたいことは、可能な限り資格証明書の発行については、私は抑えるべきだと、機械的にやるべきでないという考えを持っております。本市の場合も資格証明書の発行については、随分抑えてきた経過があるように記憶します。17年度、18年度で約50人といいますか、対象になってきているわけですが、今度19年度ではかなり300世帯程度でしたか、対象はあると、最終決定してないということなんです。申し上げたいことは、私の認識では、国民健康保険税を払えないというのは、一口で言えば、払いたくても払えないという家庭が、私は圧倒的だと思うんです。

一つの提案として、今回の、高額所得者といいますか、260世帯ということでは740万円の増収等を見込んでおるということであれば、払いたくても払えないというこの部分に、いわゆる申請減免ですね、申請減免の部分を緩和できないかと。本市の規程では年間所得が48万円という、非常に極めて減免を受ける場合に厳しい条件になっておるんですけども、この740万円を生かして、できるだけ命に危険といいますか、資格証明書の発行数をやはり減らしていくというふうなことはできないものか、これが1点です。

もう一点は、大阪府下で見られるように、いわゆる一般財源からの繰り入れ等についてもよく検討いただいて、こういう市民の命にかかわる問題ですから、国民健康保険だけの運営ではなしに、市長の政治判断ももらって、できるだけ市民が安心して病院にかかると、こういった状況をつくっていただきたいと思うんですが、答弁願います。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）1点目の短期被保険者証と資格証明書の件ですけれども、これにつきましては国民健康保険税は保険料、要は税の公平で成り立っている制度でありますから、所得が少ない、そういう場合については払えない場合も生じるかと思っておりますけれども、一応加入者全員に負担いただくのが基本であります。所得が少ない人につきましては、市のほうで個々に納付相談、あるいは払いやすいように休日につきましても窓口をあける期間を設けておりますけれども、個々に内容等お聞きし対応をしているところでございます。ご理解をお願いしたい。そう思っております。

それと、2番目の一般財源からの繰り入れでございますけれども、これは、国民健康保険は比較的保険の中でも低所得の方が、加入者の割合が多い保険ですけれども、国民健康保険だけを一般財源から繰り入れするというのは、やっぱり公平の観点から問題があるかと思っております。社会保険はどうするのか、いろんな問題は出てくるかと思っております。何はともあれ、保険料が払えない、そういう方も年々増加していることも事実でございます。これらの方については市の担当が家庭を伺うなり、あるいは市の窓口へ来てもらって家庭の状況を聞かせていただくなり、時には減免することもありますけれども、そういう対応をさせていただいておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）今、53万円から56万円に引き上げると。これについては、国の指導によって、6年ぶりか、7年ぶりかな、値上げするという答弁であるが、これ、18年度の引き上げについて、なぜ引き上げなければならない理由があるのか。これ、18年度の会計年度、健康保険の、だいたい予想は

どのぐらいの赤字が出てるのか、まず1点と。

それから、もう一つは国のいわゆる指導に基づいて引き上げると、報奨金制度というのがある。これたしかあったはずなんで。これがこの場合に適用されるかどうかという、この2点についてちょっとお聞きします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっと18年度の決算の見込みの数字やら持っておりませんけれども、18年度は、当初試算した段階では約5,000万円程度の歳入不足が見込まれる、そういうことになっております。ちょっと、決算の数字、今手元に資料持っておりません。

それと、報奨金なんですけれども、報奨金につきましても、橋本市においては現時点では廃止して。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）その報奨金違うで。国から。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）国からの報奨金につきましても、ないものと理解しております。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）いや、ないってね。この国の基準に、その年にやった場合と、遅れてやる場合には違いがあるかもわからんが、そうした場合には、たしか僕が平成3年か4年度にこの委員やとったときに、引き上げれば国から報奨金を出すと、こういう制度があったんでね。それで、今、そのことを聞いておるんで。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）大変失礼しました。

国からいただくのは特別調整交付金だと思うんですけれども、これは収納率によりまして、今ちょっと不確かです申しわけないんです

けれども、収納率93%以上の場合については、調整交付金の交付対象となる。そういうことになっております。はい、いただいております。

○議長（中上良隆君）よろしいですか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）これ、3万円上げるといふあれなんですけれども。私、当然これは市民の皆さまのご理解を得らなあかん部分も多いと思いますけれども、議会だけじゃなしに。そのときに私はこの3万円を上げるのはどうかは別にしまして、これ上げるだけの行政は今までちゃんとしたことやってきたかというのをやっぱり市民の皆さんは追及されると思います。ということは、要するにお金がないから上げる。ほんたら、滞納、今問題になってますけれども、その滞納金額がいかほどあるんかと。それに対してきっちり、生活が苦しいとか、そういう職がなくなって払えない、払いたくても払えない人も当然おるでしょう。しかし、それらの収入の努力をしながら、なおかつお金が足らんから上げてくれという問題でしたら、私は市民の人に対してきっちりとしたご説明はできるんですけれども、その辺の金額と未回収の金額ですね、そのどうしてもだめな部分と、これはあと取れるという部分のそういうふうなデータがありましたら、ちょっとお教え願いますか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっとデータを持ち合わせておりません。ただ、今回の改正につきましても、53万円を超える方々のみが影響があると。それで、あの50。済みません。53万円のこれまでの限度額を超える方、先ほどの答弁でも、約260人の方と申し上げましたけれども、56万円に上げて56万円を超える方々がほとんどで、限度額をかなり超えてしまってるということになります。それで、

所得はかなりおありになる方が対象であります。それと、今回そういうことで、高額所得者層、100万円から400万円程度の年収の方々が中心の世帯なんですけれども、この方たちの階層に保険税額が重くのしかかってくる結果となります。それで、改正の措置については中間所得者層の方の税率の軽減、負担を軽減するという大きな意味合いがありまして、高額所得者の高い人からいくらかでも取ってもいい違ふのかなという議論じゃなくて、負担できる方については負担していただく。そのために3万円やむを得ず値上げさせてもらうということで、ご理解いただけたらと思います。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）これ、二百数十人の理解得られると思ってますか、そういう物の答弁していただいて。ほな、皆さんに聞きますよ。皆さん、高額所得者やから、給料一律何ぼずつ下げましょかって言われて納得するんですか。その理由を述べなあかんでしょう、まず。なぜ、給料を今より削減されるのか。これかってそうなんですよ。だから、高額だから、給料ぎょうさんもうとるさかいに、そこから金取るんやって。それで、納得してもらえますかね、これ。納得できますか。だから、私が言うでしょう。市が行政がきちっと上げるだけの努力をしてなおかつだめやから高額所得者からいただく、こういう理解をお願いしたいんやということ、そういうちゃんとした説明、二百何人でも結構ですよ、説明できるだけのきちっとしたものがないでしょう、だって。何ぼ金あっても取られるのは減るのはいやですよ、だれだって。ちゃんと、きちっとした説明があれば別やけど。その辺の説明をきちっとしてくれませんか。お願いします。

○議長（中上良隆君）答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）本市の国民健康保険の医療費なんですけれども、医療費の特徴は県下的にも高い状況となっております、1人当たりの医療費は平成16年度で38万3,516円で、県平均をやや上回っている状況でございます。医療費の年齢的要因を除いた指数であります地域差指数で見ても高い指数を示しており、これが根本的に国民健康保険の収支に大きな影響を与えて、及ぼしております。このために平成16年度から医療機関にたびたびかかっておられる方につきましては訪問指導を行い、多重診療の方への健康相談の強化充実に努め、あわせて生活習慣病の予防とか骨折転倒の筋力アップにも国民健康保険事業で取り組んでいるところでございます。

それと、税の賦課徴収につきましては、ちょっとこれ古い資料で申しわけないんですけども、16年度の国民健康保険税の歳入総額につきましては12億7,681万円で、15年度より554万7,000円増加しております。収納率につきましては、16年度92.66%で前年度より0.09%上昇、わずか。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）議長、質問と違いますが、全然中身が。私はどういった説明をするんですかと聞いてるんですよ、二百何人に対して。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）これにつきましては広報誌等で啓発していきますけれども、これにつきましては既に市長専決処分として、既に専決処分させていただいておりますけれども、改定にあたりましては国民健康保険運営審議会等での答申もいただいて執行しております。

そういうことで、後追的にはなりませんけ

れども、広報誌等を通じてPRに努めていき、理解を求めていきたい、そう考えております。

○10番（平林崇行君）わかりました。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ここで、ちょっと、確認というか、参考のために教えていただきたいのは、この条例改正の3万円の違いで、先ほど53万円の基礎の税額の人が260人と言われているんですけど、3万円の違いでどのように、こう今までの推計ですね、どういうふうな形になっておったのか、それだけ参考に聞かせてください。56万円になったらどうなるんかとかね。さっき、ちょっと説明されておったのかもわかりませんが。ちょっと理解させてほしいんです。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）今回の改正によりまして、先ほど言いました260の方が新たに3万円負担増になるということだけで。その他の方につきましては影響はありません。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）この国民健康保険、53万円から56万円に上限を上げていく、3万円上がるということなんやけどね。この260世帯の740万円の増になる。やっぱり、納得いかんと思うんやで、これ、まじめに働いて、一生懸命稼いでる人。だから、これ一般に事業しとる人も、やっぱり値上げしたらサービスしたらなあかん。付加価値つけたらなあかんということで。やはり、国民健康保険、私、これ、でも酸っぱ言うてるけどね、一人一枚持てるようなカード化、これ積み立ててしたってほしいんや。そういうことをしてこそ納得するけど。だから、そういったサービスをしっかりしたってくれる。積み立てのお金になりでね。これ、聞いときます。カード化にしたってくれるんでしょう。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）さきの議会でもカード化についてご質問いただいたところですけども、そのときは検討していくということでお答えさせていただいておると思うんですけども、カード化の方向につきまして時代の趨勢だという認識をもって検討しております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）これは740万円、上がってくるお金でやってくれるんですね。それ積み立てて、それで、きっちりカード化を、一人一枚持てるようにサービスをちゃんとしたってくれたらね、皆、納得してくれると思います。それだけをきっちり言うたってください。

○議長（中上良隆君）9番 上田君、答弁と質問が食い違っているんで。

○9番（上田良治君）わかってやっています。

○議長（中上良隆君）もう一度。市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）本件については多くの皆さん、6名ですか、いろいろとご心配をかけていただいております。まず、七百何万円ということはちょっと横へ置いといて、上田議員の。富岡議員の底辺のね、そういうカード云々というような問題については、できるだけ今後個別に濃密に指導させていただいたりして、納得いただけるような納付という形をつくっていかねばならないなと思っておるわけではあります。

昭和50年に、私、そっちへ座っておったんですよ。50年に、もう三十幾年前ですか。そのときには、記憶があるのは、最高限度額、国民健康保険運営審議会で決めてしたのは12万円ですよ、12万円。私、そのときに質問した。これはやがて100万円の時代が来るぞと言うたら、皆、腰抜けかけた。今、まだ、56万

円ですか、まだ、思っておったより、低いですね。100万円の時代が来るといのは、三十何年前に私、言いましたよ。これから、二、三十年したら、またそういう最高限度額が来るかわかりません。だから、我々としては、これはもう、皆さんご承知のとおり相互扶助の精神にのっって、みんなの最高限度額というのは5万8,000円か7,000円で、そこから上は全部みんなで総持ちということになっておるわけではありますが。できるだけ、やはり市としましては、体力づくりとかいろいろと野外でのハイキングでとか、あるいは室内でも、私、あいさつに再々行くからよくわかりますけども、いろいろのシステムで体力づくり健康づくり、高齢化社会に向けて、あれぐらいやっておたら大分今度下がるのかなというぐらいね。やっぱり健康管理というのは自分自身がしっかりと持ってもらってね。最近、医療の高度化というんですか、高度医療の機器が非常にたくさん日進月歩で出てるわけがあります。それらをどんどん使いますから、点数がどんどんウナギ登りに上がるんですね。人の命というのは地球より重いということはおもうご承知のとおりでありますので、そら、高度な治療をやっていくのが必要でございますけれども、やはりそういう以前の健康管理をこれからお互い。

岩手県の沢内村というのが、インターネットで引いてください。私、もうここでなんべんも言ってます。日本一の悪いのが、今モデル的に日本一、国会でも説明されて、得心も感心もしておるわけではありますが、1回インターネットで引いてください。

ほかに、いろいろ上田、平林議員のご質問もありますけども、あんたも、健康祭りの先頭立ってますんでね。そこらでひとつしっかりと、また、お願いしたいなど。みんな力をね。これ、上げざるを得ないということはお

理解いただけたと思うんですが、それを、できるだけ、やっぱり、これからそれを下げていくという方法も一つの方法でありますので、職員、議会一つになって適正な国民健康保険運営というものをやってまいりたいと思しますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の、専決処分事項の承認に反対する立場から討論を行います。

今回の一部改正は、最高限度額を53万円から56万円にするというもので、対象になるのは一般的に高額所得者の方です。しかし、老年者非課税措置の廃止、介護納付分的大幅引き上げに続く値上げであり、国民健康保険税だけではなく、所得税、住民税においても定率減税が廃止されており、相次ぐ増税により市民の負担が増えている中での増税になります。市民の暮らしを守る立場からも納得できるものではありません。よって、反対をいたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第5号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、承認第5号は承認することに決しました。

○議長（中上良隆君）次に、選第1号について質疑を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定により中谷晋君の退席をお願いいたします。

〔16番（中谷 晋君）退場〕

○議長（中上良隆君）質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、選第1号 橋本市監査委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

〔16番（中谷 晋君）入場〕

○議長（中上良隆君）この際、暫時休憩いたします。

（午後1時50分 休憩）

（午後3時15分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き、会議を開きます。